

系島市消防 福岡県警察 からののお知らせ

ガソリンを販売するとき のお願い!!!

□ 容器が消防法に適合しているか

- ・法令に適合した容器でなければガソリンを入れることはできません！（灯油用の容器にガソリンを入れることはできません）
- ・車両による容器の運搬を行う場合は、金属製容器（最大容積22ℓまでのもの）とする必要があります！

□ 使用目的や販売記録、身分確認について

- ・購入するガソリンの使用目的や運転免許証等による本人確認をお願いします。なお、当該販売に関する記録の作成をお願いします。

□ 不審者発見時の警察への通報について

- ・ガソリンの購入に際し、不審者を発見した場合は、110番若しくは最寄りの警察署へ通報をお願いします。

↓ お問い合わせはコチラ ↓

警察との連携

不審者発見時は早期連絡を！
緊急時は**110番通報**を！

福岡県警察

消防機関への連絡体制

○火災や危険物の流出事故は
119番通報を！

系島市消防本部 予防課 予防係
Tel 092-332-8026